

## 随時監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定に基づく随時監査の結果（令和5年12月27日付公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月29日

寒河江市監査委員 大 沼 勇  
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

寒河江市監査委員 殿

寒河江市農業委員会  
会長 木村三紀

### 監査結果に係る措置状況（通知）

令和5年12月27日付け監第233号をもって報告を受けた随時監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します

農業委員会

指摘を受けた事項	措置状況
<p>農業者年金協会の簿冊等の管理について</p> <p>農業者年金協会の事務において、関係綴の紛失、通帳から出金した現金を長期にわたり保管し事業の支出に充当していたもの、令和4年度の業務完了が遅延したもの、上司や後任者への報告及び引継ぎが適正に行われていなかったものがみられた。</p> <p>団体事務について、適正な事務及び管理を行うようにされたい。</p>	<p>今回の指摘を受けて、引き続き紛失した簿冊の検索を行うとともに、発見まではシステムに保管されている関連文書をプリントし簿冊に綴るようにして経過が分かるようにして対応いたします。長期保存していた現金の収支については、複数人確認を行い適正な収支であることを確認しました。業務完了の遅延については、今年度中に全ての業務完了を行うようにします。</p> <p>今後は適正な文書保管及び業務の複数人による確認を徹底し、確認体制の強化を図り適正な事務を行ってまいります。</p>